

常総市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 常総市は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び常総市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、常総市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から常総市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満（※）の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

（※）申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満。

(対象者要件)

第3条 次の（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）又は（5）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては（6）の要件を満たす申請者を対象とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をし

ていたこと。(ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 令和元年6月1日以降に転入したこと。
- b 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- c 常総市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は（上記第2条の世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり茨城県及び常総市が認める場合を除く。
- d その他茨城県又は常総市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(エ) 申請者もしくは同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築または購入したこと。

なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。

(4) 関係人口に関する要件

次に掲げる事項の (ア)、(イ) に該当し、かつ (ウ) 又は (エ) 全てに該当すること。

(ア) 転入時に 39-46 歳未満であること。

(イ) 転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者常総市内に住宅を新築または購入した者。

(ウ) 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業又は承継した者。

(エ) 市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者。

—(イ)— (※) 複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は

国が認定。

(5) 起業に関する要件

1年以内に茨城県が県実施要領に従い実施する地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年6月1日以降に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条

(1) 移住支援金の申請者は、移住前に、あらかじめ、事前相談を行うこと。

(2) 移住支援金の申請者は、申請書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（様式第2号－1又は様式第2号－2）及び本人確認書類に加え、前条（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）又は（5）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（6）の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を受けた者が移住支援金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。市長は、請求を受けたときは、当該請求をした者に対して申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 茨城県及び常総市は、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、わくわく茨城生活実現事業に関

する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び常総市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した常総市から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した常総市から転出した場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、茨城県と常総市が協議して定める。

附 則

この要綱は、2019年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2025 年 ~~4~~¹月 ~~1~~¹日から施行する。